

石川県公報

平成 26 年 4 月 7 日 (月曜日)

号 外

(第 44 号)

目 次

規 則	
○石川県営病院の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則 (医療対策課)	1

規 則

石川県営病院の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十号

石川県営病院の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

石川県営病院の財務に関する特例を定める規則 (昭和三十九年石川県規則第四十三号) の一部を次のように改正する。

「第八章 決算	を	「第八章 引当金 (第七十二条)
第一節 通則 (第七十二条・第七十三条)		第九章 決算
第二節 月次決算 (第七十四条)		第一節 通則 (第七十三条・第七十四条)
第三節 年度決算 (第七十五条―第七十七条)		第二節 月次決算 (第七十五条)
第九章 予算 (第七十八条―第八十条)		第三節 年度決算 (第七十六条―第七十八条)
第十章 雑則 (第八十一条―第八十三条)		第十章 予算 (第七十九条―第八十一条)
		第十一章 雑則 (第八十二条―第八十四条)

に改める。

第二条第一号中「放射性同位元素」の下に「、リース資産」を加える。

第二十四条第一項中「未収金で欠損処分をすべきものがあると認めた時」を「法令若しくは条例又は議会の議決によつて債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合において」に改める。

第五十八条中「の各号」を削り、同条第一号中「放射性同位元素」の下に「、リース資産」を加え、「その他」を「その他」に改め、同条第二号中「、施設利用権」を削る。

第六十条中「の各号」を削り、同条第三号中「無償で譲り受けた」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第七十一条中「第八条第三項」を「第十五条第三項」に改める。

第八十三条を第八十四条とし、第八十二条を第八十三条とし、第八十一条を第八十二条とする。

第十章を第十一章とする。

第九章中第八十条を第八十一条とする。

第七十九条第一項中「第二十四条第二項」を「第二十四条第三項」に改め、同条を第八十条とし、第七十八条を第七十九条とする。

第九章を第十章とする。

第七十七条第一項中「の各号」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七号に掲げる書類は、間接法により作成するものとする。

第七十七条第一項に次の七号を加える。

- 六 事業報告書
- 七 キャッシュ・フロー計算書
- 八 収益費用明細書
- 九 固定資産明細書
- 十 企業債明細書
- 十一 継続費精算報告書
- 十二 基金運用状況調査

第七十七条第二項を削り、第八章第三節中同条を第七十八条とし、第七十六条を第七十七条とする。

第七十五条第四号を次のように改める。

四 繰延収益の償却

第七十五条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 資産の評価

第七十五条中「の各号」を削り、同条を第七十六条とする。

第八章第二節中第七十四条を第七十五条とし、同章第一節中第七十二条を第七十四条とし、第七十二条を第七十二条とし、同章を第九章とし、第七章の次に次の一章を加える。

第八章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第七十二条 退職給付引当金の計上は、簡便法(事業年度の末日における企業職員(同日における退職者を除く。)の全員が同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額を算出する方法をいう。)によるものとする。

別表第一収益の表中

		患者外給食収益	を
		患者外給食収益 資本費繰入収益 長期前受金戻入 退職給付金戻入益	に改

める。

別表第一費用の表中

		労務員手当	を
		労務員手当 賞与引当金繰入額	に、
		法定福利費 退職給与金	を
		法定福利費 法定福利費引当金繰入額 退職給付費 その他引当金繰入額	に、
		修繕費	を

		修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額	に
		諸会費 雑費	を
		諸会費 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額 雑費 貸倒損失	に
		放射性同位元素減価償却費	を
		放射性同位元素減価償却費 有形リース資産減価償却費	に
	割賦支払金 繰延勘定償却	企業債手数料及び取扱費 宿舍建設割賦支払金 企業債発行差金償却 退職給与金償却 試験研究費償却 控除対象外消費税額償却	を
	長期前払消費税償却	企業債手数料及び取扱費 その他支払利息等	に
	固定資産売却損 臨時損失		を
	固定資産売却損 減損損失 災害による損失		に

める。

別表第一資産の表固定資産の表中

	放射性同位元素減価償却 累計額		を
--	--------------------	--	---

	放射性同位元素減価償却 累計額		に お け る
	リ ー ス 資 産		
	リース資産減価償却累計額		

投 資	電 話 加 入 権		に お け る
	その他無形固定資産		
	投 資 有 価 証 券		
	長 期 貸 付 金		
	出 資 金		
	基 金		
	そ の 他 投 資		

投資その他の資産	電 話 加 入 権		に お け る
	リ ー ス 資 産		
	その他無形固定資産		
	投 資 有 価 証 券		
	長 期 貸 付 金		
	貸 倒 引 当 金		
	出 資 金		
	基 金		
	長期前払消費税		
	そ の 他 投 資 減 価 償 却 累 計 額		

める。

別表第1資産の表流動資産の科目

	医 業 外 未 収 金	未収消費税及び地方消費 税還付金 その他医業外未収金	に お け る
	そ の 他 未 収 金		

貸 倒 引 当 金	医 業 外 未 収 金		に お け る
	そ の 他 未 収 金		

前 払 金	前払消費税及び地方消費税			を
その他流動資産	その他前払金			
	仮払消費税及び地方消費税			を
	特定収入仮払消費税及び地方消費税			
	その他流動資産			

前 払 金				に改
未 収 収 益				
貸 倒 引 当 金				に改
その他流動資産				

める。

別表第 1 資産の表繰延勘定の表を削る。

別表第 1 負債の表固定負債の表を

他 会 計 借 入 金				を
引 当 金	退職給与引当金			
	修繕引当金			

他 会 計 借 入 金				に改
リ ー ス 債 務	退職給付引当金			
引 当 金	特別修繕引当金			に改
	その他引当金			

める。

別表第 1 負債の表流動負債の表を

一 時 借 入 金				を
-----------	--	--	--	---

一 時 借 入 金				に、
企 業 債				
他 会 計 借 入 金				に、
リ ー ス 債 務				

	医 業 外 未 払 金			を
	未払消費税及び地方消費税			

	医 業 外 未 払 金			に、
--	-------------	--	--	----

「 その他流動負債	その他前受金	」を
	預り金	
	仮受消費税及び地方消費税	
	その他流動負債	

「 前受収益 引当金 その他流動負債	その他前受金	」に改
	退職給付引当金	
	賞与引当金	
	法定福利費引当金	
	修繕引当金	
	特別修繕引当金	
	その他引当金	

める。

別表第一負債の表に次の一表を加える。

繰延収益

款	項	目	節
長期前受金			
長期前受金収益化累計額			

別表第一資本の表資本金の表を次のように改める。

款	項	目	節
資本金			

別表第一資本の表剰余金の表中

「	利益積立金	」を
「	利益積立金 他会計納付金	」に、
「	(又は繰越欠損) 金年度末残高	」を
「	(又は繰越欠損) 金年度末残高 その他未処分利益剰余金 変動額	」に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の石川県常病院の財務に関する特例を定める規則の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。